

## (安全・衛生について)

### (ご入居者からの質問)

セカンドハウスとして、有料老人ホームと契約し、これまで月に数回程度ホームを利用してきた。新型コロナウイルスの影響で、来訪者を制限したりすることは理解できるが、ホームから「ホームを利用しないでくれ」との電話連絡があった。他の入居者は外出も可能なので、なぜ利用できないのか聞くと、「日々の健康管理ができないから」とのこと。ホームが利用制限しているのに、月々の支払いについて、減額等の話もなく、入居者としての権利はどうなるのか。

### 《相談者に対する苦情対応委員会のコメント》

有料老人ホームには様々な高齢者が入居しており、ホームはすべての入居者の健康管理を行う義務を負っています。新型コロナウイルスは、高齢者が罹患した際には重症化する可能性が高いと云われており、ホームも神経を使って日々対応しています。とはいえ、入居契約を締結した入居者が居室を利用できないようにすることは、入居契約に反します。入居者としての権利を行使し、どのようにすれば、他の入居者や職員の安全を守れるかホームと一緒にご検討・ご相談ください。

### 《事業者に対する苦情対応委員会のコメント》

有料老人ホーム等においては、感染症への抵抗力が弱い入居者の生命の安全を第一に考える立場から、最大限の感染防止措置をとってきており、これらの取り組みが有料老人ホーム等における感染者数の抑制に大きく寄与してきたものと考えられます。しかしながら、入居者の居室利用を制限することは重大な契約違反です。居室を利用いただくことを前提として、他の入居者や職員の安全を担保するためにどのような対応が必要なのかご検討ください。

有老協では、有料老人ホーム等における感染防止措置の緩和に関する基本的な考え方を示しております。下記などと合わせ、参考になさってください。

(介護保険最新情報VOL.808別紙より抜粋)

社会福祉施設等(入所施設・居住系サービス)における感染防止に向けた対応について

#### 1. 感染防止に向けた取組

感染防止に向けた取組を徹底する観点からは、日頃から以下のような感染防止に向けた取組を行うことが重要である。

##### (1) 施設等における取組

(面会及び施設への立ち入り)

○面会については、感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。テレビ電話等の活用を行うこと等の工夫をすることも検討すること。面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。

○委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ること。

○面会者や業者等の施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。

[【有老協ホームページ】有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症防止について\(リンク\)](#)